

# 大北森林組合等の不適正受給に関する県の対応状況

- 平成26年12月に事案を県として組織的に把握。直ちに部局を横断した調査チームを設け、調査を開始
- 平成27年4月に外部有識者による大北森林組合補助金不正受給等検証委員会を設置、事案の徹底した検証を行っていただき、同年7月に検証報告  
⇒ 平成27年8月7日に不適正受給に対する対応方針を定め、公表
- 法的に最大限可能な補助金返還請求（約9億65百万円） ⇒ 平成29年1月27日大北森林組合は事業経営計画、補助金等返還計画を策定
- 大北森林組合、元専務理事の刑事告発 ⇒ 平成29年3月28日刑事事件判決（確定）元専務理事懲役5年、大北森林組合罰金100万円
- 関係した県職員に対する懲戒処分等（25人）
- 平成29年4月に大北森林組合等補助金等不適正受給事案に係る法的課題検討委員会を設置、8月23日に提出された同委員会の報告書を踏まえ、9月に損害賠償請求についての対応方針を定め、公表
- 関係者に対して損害賠償請求（平成29年12月に元専務理事等、平成30年6月に組合、平成30年3月に賠償責任があるとされた県職員）
- 平成30年10月に大北森林組合から損害賠償請求額の減額を求める要望が提出されるが、県としては合理的な説明が必要である旨、回答
- 元専務理事に対する損害賠償請求事件について提訴（平成30年9月議会で議決） ⇒ 平成30年12月26日に提訴
- 県民向け説明を実施 ⇒ 平成28年11月15日（検証委員会等による）、平成29年10月12日～18日に開催（森林税県民説明会）
- 二度とこうした事案を発生させないため県庁を挙げての意識改革・組織風土改革・しごと改革によるコンプライアンスの推進

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事案の 究明・真相	●4/8 間伐の未完了事業の把握（※1） 事案の組織的把握 ●1/29 （※2）→12/15 ●（県）事案を公表	（委員会）事案の徹 底した検証	●8/7（県）不適正受給に対する対応方針を公表 ●11/30 検証委員会報告後に県が行った調査の検証結果公表	（林務部改革推進委員会）事案に対する県の対応の検証	
組合等への 返還請求等	（県）書類・現地調査、 県職員・組合への聴取調査	案件毎に現地確認など十分な精査を実施したもの から、順次、組合等への補助金返還請求を実施 （H27/8/14～H28/12/12）			
国庫補助金 の返還	国への説明	（県）国庫補助金返還等への対応を公表→6/10●	●9/12（県）国からの返還命令等に基づき国庫補助金返還等を実施		
刑事告発等		●8/14（県）組合等を刑事告発 ●12/11（地検）組合及び元専務を起訴 初公判 2/8●	●刑事判決 3/28		
県職員の 懲戒処分等	（県）職員25名の懲戒処分等	12/25 ● ●3/25（県）元職員1名の退職金返納処分			
大北森林 組合への 指導・監督		（組合）県へ謝罪 10/5● ●/18 必要措置命令発出 （組合）補助金返還計画策定→5/30● 計画見直し ●1/27 造林事業への補助金の交付を公表→3/23●	継続指導（事業経営計画、補助金等返還計画のモニタリング）		
損害賠償 請求	（※1） 北安曇地事林務課担当者が組合の間伐 事業において未完了事業の存在を把握。 平成26年4月10日に林務部担当課に報 告されたものの、組合が未完了部分 を実施する意向であったことなどから早 期完了という誤った指示 （※2） 平成26年12月4日に組合から林務課担 当者に森林作業道整備に関し、不適正 な申請を継続してきたことを疑わせる 発言があり、同月15日に組織的に共有 されたことから県での調査が開始		（法的課題検討 委員会） ●9/12（県）損害賠償 ●12/19 損害賠償請求（元専務等） 10/17(9月議会) 訴えの提起議決 ● 12/16 元専務を提訴 ● 6/11 損害賠償請求（組合） ● 10/18 組合から減額を求める要望の提出 ● 11/14 県から組合に対して回答 ● 3/19 県職員に対し、損賠賠償請求 ● 監査委員による監査（県職員） ●7/19 県職員から納入完了		
県職員の 意識改革等		行動計画策定 10/27● コンプライアンス推進 （委員会）取組状況の検証→3/16●	●4/15（県）H28行動計画策定 （委員会）取組状況の検証→2/14●	●4/19（県）H29行動計画策定 （委員会）取組状況の検証→3/14●	●4/25（県）H30行動計画策定 （委員会）取組状況の検証→3/25●